

年末年始・夜間・緊急時の
診療はこちらへ

☎総合保健センター☎46-3254

受診の際は、必ず健康保険証をお持ちください。

①休日診療所(内科・小児科)

午前10時～11時45分、午後1時～4時30分、午後6時～9時30分

②小児初期救急平日準夜間診療所(こども救急みたか)

午後7時30分～10時30分(受付は10時まで)

①②はいずれも

三鷹市医師会館(野崎1-7-23)

☎24-8199

③休日歯科応急診療所

三鷹市総合保健センター(新川6-35-28)

☎46-3234(当日電話連絡のうえ、来所)

午前10時～午後0時15分、午後1時30分～4時

④休日調剤薬局

三鷹市医薬品管理センター(上連雀7-4-8) ☎49-7766

午前10時～午後4時30分、午後6時～9時30分

⑤医療機関案内(24時間)

◆三鷹消防署 ☎47-0119

◆東京消防庁救急相談センター

短縮ダイヤル#7119(プッシュ回線のみ)

☎042-521-2323(多摩地区)

☎03-3212-2323(23区)

◆東京都保健医療情報センター(ひまわり)

☎03-5272-0303

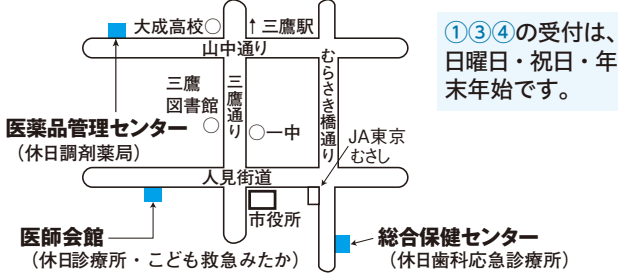
HP <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

⑥市内救急指定病院

◆杏林大学医学部付属病院(新川6-20-2) ☎47-5511

◆野村病院(下連雀8-3-6) ☎47-4848

◆三鷹中央病院(上連雀5-23-10) ☎44-6161

①③④の受付は、
日曜日・祝日・年
末年始です。

平成28年度竣工予定

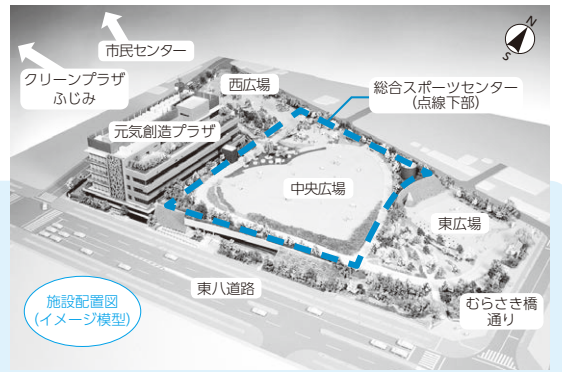
三鷹中央防災公園・
元気創造プラザ
整備事業

平成29年4月開設予定の新施設では、1月から施設利用の予約受付を開始します。今号では、施設予約の申込方法について紹介します。

☎都市再生推進本部事務局、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設準備室☎内線4104

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園(災害時には一時避難場所として機能)とその下部には総合スポーツセンターを、そして老朽化し耐震性に課題のある公共施設を集約し、防災センター機能を加えた施設である元気創造プラザを一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。竣工(しゅんこう)は平成28年度末を予定しています。

なお、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど、財政負担の軽減を図りながら事業を推進していきます。



※総合スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

29年1月4日(水)から新施設を含む生涯学習施設やスポーツ施設などの予約受付(抽選の申し込み)を開始します

利用希望月の3カ月前から、施設予約の抽選の申し込みを受け付けます。抽選の申込期間中に予約がなかった施設は、希望月の2カ月前から先着制の申し込みで予約できます。

※抽選の申し込みができるのは市内の登録団体のみです。市外の登録団体は利用希望月の1カ月前から先着制で申し込みを受け付けます。

◆受付期間

- ・抽選の申し込み=利用希望月の3カ月前の1日～10日(29年4月分は1月4日から)
- ・先着制の申し込み=利用希望月の2カ月前～利用日当日(学校開放施設は3日前まで)

◆申込方法

利用者端末やパソコン、スマートフォンなどを用いて「三鷹市生涯学習施設等予約システム」から申し込み(利用日当日の申し込みは新施設1階受付窓口へ)。

・利用者端末の設置場所(29年3月末まで)

第二体育館／社会教育会館(本館、東・西館)／大沢総合グラウンド ※29年4月に設置場所を変更予定。

・パソコンHP <http://www.yoyaku.mitaka.site>、スマートフォンHP <http://www.yoyaku.mitaka.site/m>

※いずれのサイトも29年1月4日から利用できます。

◆使用料の支払い方法

口座振替または利用日当日までに、新施設1階受付窓口の券売機(29年3月から設置)でチケットを購入し、同窓口へ提出してください。なお、利用日の7日前以降のキャンセルは全額使用料が発生しますのでご注意ください。

施設予約には団体登録が必要です

登録方法は各受付窓口にお問い合わせください。

※4月分の抽選の申し込みに必要な団体登録手続きは、すでに締め切っています。5月分の抽選の申し込みと4月分の先着制の申し込みを希望する団体は、1月中旬に登録手続きを完了してください。

◆対象施設と各受付窓口

- ・新施設内のスポーツ施設、市民・学校体育施設=第二体育館☎内線3329(月曜日を除く午前9時～午後8時)
 - ・新施設内の生涯学習施設など=社会教育会館☎内線3350(水曜日・祝日を除く午前9時30分～午後5時)
- ※現在、福祉会館を利用している福祉団体は、三鷹市社会福祉協議会☎内線3511にお問い合わせください。
- ・学校開放施設(会議室など)=生涯学習課☎内線3316
 - ・東・西多世代交流センター=東社会教育会館☎内線2666・西社会教育会館☎内線2667(平日午前9時30分～午後5時)

耐震診断・改修助成制度

☎申問事前に相談のうえ、都市計画課(市役所5階52番窓口)☎内線2813へ

◆木造住宅耐震診断助成制度

市指定の機関により自宅の耐震診断を行った場合、費用の一部を助成します。

対象 市内にある個人所有の木造住宅で、旧耐震設計基準時(昭和56年5月31日まで)に建築されたもの(集合住宅を除く)

助成額 診断費用の3分の2。ただし、簡易診断は4万円、一般診断以上の診断は10万円を上限とします

◆木造住宅耐震改修助成制度

耐震診断結果から耐震補強などの改修工事が必要と判定された住宅には、工事費用の一部を助成します。

対象 右記の木造住宅耐震診断助成制度で一般診断以上の診断の結果、倒壊する可能性「ある」と判定された住宅

助成額 改修費用の3分の1(高齢者世帯と障がい者世帯は2分の1)。ただし、一部補強など簡易改修は30万円、耐震基準を満たす改修は50万円を上限とします

※戸別訪問などによる同制度のPR活動は一切行っていない。市職員を装った悪質な勧誘にご注意ください。

生け垣助成制度

☎申問事前に相談のうえ、申請書を緑と公園課(市役所5階56番窓口)☎内線2834へ

ブロック塀から生け垣に造り替える、または新規に生け垣を造る場合などに、費用の一部を助成します。

地震からあなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

助成要件(くわしくはお問い合わせください)

・生け垣を造る場所が道路に面している

・緑化延長が2m以上である

・緑化後5年以上保存する

・相互に葉が触れ合う程度の密度で植える

・樹木であるツランター植えは不可) など

助成額 実際に掛かった経費のうち

①生け垣造成 1m当たり1万4000円まで(上限30m)

②ブロック塀の撤去など 1m当たり1万円まで(上限30m)

固定資産税などの減免・減額制度

☎申問事前に相談のうえ、工事完了後3カ月以内に必要書類を資産税課(市役所2階28番窓口)☎内線2365へ

◆建て替えを行った住宅の減免(市)

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、平成30年3月31日までに建て替えた場合、建て替え完了年の翌年度分から3年間、固定資産税と都市計画税を全額減免します。

対象要件 建て替え前と新築後の住宅がともに市内にあり、所有者が同一で取り壊しから新築までの期間が1年以内

◆耐震改修を行った住宅の①減額(国)、②減免(市)

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、平成30年3月31日までに耐震改修をした場合、工事完了年の翌年度分(1年間)について、①固定資産税の2分の1を減額後、②残りの固定資産税と都市計画税を全額減免します。

対象要件 国が定める現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事で、工事費用が50万円超(1戸当たり120㎡相当分まで)